

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

条 例

○北海道債権管理条例……………	(財政課)	2
○北海道核燃料税条例……………	(税務課)	4
○北海道史編さん委員会条例……………	(法制文書課)	6
○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例……………	(政策局)	7
○北海道犯罪被害者等支援条例……………	(道民生活課)	8
○北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例……	(施設運営指導課)	10
○北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例 ……………	(障がい者保健福祉課)	12
○北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例 ……………	(障がい者保健福祉課)	14
○北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例……………	(総務部総務課)	15
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……	(人事課)	15
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(人事課)	17
○北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)		18
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	18
○地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 ……………	(大学法人室)	18
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(情報政策課)	19
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)		21
○北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………	(道民生活課)	21
○北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (消費者安全課)		22
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(保健福祉部総務課)	22

○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ……………	(国保医療課)	23
○北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ……………	(国保医療課)	23
○旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例……	(食品衛生課)	24
○介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 ……………	(施設運営指導課)	25
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例等の一部を改正する条例……………	(施設運営指導課)	26
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(施設運営指導課)	33
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例等の一部を改正する条例……………	(障がい者保健福祉課)	42
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………	(経済企画課)	47
○農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関 する条例……………	(食品政策課)	47
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(農業経営課)	47
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………	(建設部総務課)	47
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課)	48
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都市環境課)	48
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	(建築指導課)	48
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例……………	(住宅課)	48
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(教育庁給与課)	49
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例……	(警察本部会計課)	50
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(警察本部警務課)	51
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改 正する条例……………	(警察本部保安課)	52
○主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例……………	(農産振興課)	52

条	例
<p>北海道債権管理条例をここに公布する。 平成30年3月30日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>北海道条例第3号 北海道債権管理条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 非強制徴収債権の徴収手続等（第6条－第13条）</p> <p>第3章 非強制徴収債権の整理（第14条・第15条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、道の債権の管理に関し、知事等の責務、徴収手続等その他必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化及び効率化を図ることを目的とする。 （定義）</p> <p>第2条 この条例において「道の債権」とは、金銭の給付を目的とする道の権利をいう。</p> <p>2 この条例において「非強制徴収債権」とは、道の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権を除いたものをいう。 （法令等との関係）</p> <p>第3条 道の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又は規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。 （知事等の責務）</p> <p>第4条 知事、公営企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）</p>	<p>は、法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に道の債権を管理する責務を有する。 （体制の整備）</p> <p>第5条 知事等は、道の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、その適正化及び効率化を図るために必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第2章 非強制徴収債権の徴収手続等 （督促）</p> <p>第6条 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。 （強制執行等）</p> <p>第7条 知事等は、非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。</p> <p>(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。</p> <p>(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。 （履行期限の繰上げ）</p> <p>第8条 知事等は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。 （債権の申出等）</p> <p>第9条 知事等は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により道が債権者</p>

として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第10条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 非強制徴収債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第11条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債

務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条第1項及び第14条において「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第12条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（情報の利用又は提供）

第13条 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の道の債権の管理により知り得た情報を同一の実施機関（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

2 知事等は、前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該非強制徴収債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

第3章 非強制徴収債権の整理

(放棄)

第14条 知事等は、非強制徴収債権（第2号にあっては、消滅時効について時効の援用を要する非強制徴収債権）について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (2) 消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける道の債権及び道以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 第7条に規定する強制執行等の措置又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から3年を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(報告)

第15条 前条の規定により知事等が非強制徴収債権を放棄したときは、知事は、当該年度の翌年度において、これを議会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の前日に発生した道の債権についても、適用する。

北海道核燃料税条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第4号

北海道核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- (3) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額によって課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力によって課する核燃料税をいう。

(納税義務者等)

第3条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による検査（次条第3項において「使用前検査」という。）の全てに合格した日
- (2) 発電用原子炉について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。第5条第3項において「原子炉等規制法」という。）第43条の3の15の規定による検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日

(3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

第4条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。第3項並びに附則第2項及び第4項において同じ。）に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割における課税期間（出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいう。以下同じ。）は、3月1日から5月末日まで、6月1日から8月末日まで、9月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年2月末日までの各期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間を当該発電用原子炉に係る課税期間とする。

(1) 課税期間の中途において、発電用原子炉が使用前検査の全てに合格した場合 使用前検査の全てに合格した日から当該課税期間の末日まで

(2) 電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下この項において同じ。）の廃止に係る同法第27条の27第3項の規定による届出（次号において「廃止届出」という。）を行い、課税期間の中途において、発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった場合 当該課税期間の初日から当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日と知事が認める日の前日まで

(3) 一の課税期間の中途において、発電用原子炉が使用前検査の全てに合格し、かつ、廃止届出を行い、発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった場合 使用前検査の全てに合格した日から当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日と知事が認める日の前日まで
（課税標準）

第5条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。第8条第1項において同じ。）の価額とし、出力割にあっては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項に規定する熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可を

受けた発電用原子炉の当該許可に係る同条第2項第3号の熱出力（原子炉等規制法第43条の3の8第1項本文の規定による変更の許可を受けた場合は、当該変更後の熱出力）とする。

4 課税期間が3月に満たない場合における出力割の課税標準たる熱出力は、第1項の規定にかかわらず、同項及び前項に規定する熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た値を3で除して得た値とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（税率）

第6条 価額割の税率は、100分の8.5とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき3万7,750円とする。

（徴収の方法）

第7条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第8条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月（第3条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日（第5条第2項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、各課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

3 前2項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第9条 核燃料税の納税義務者は、法第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書で指定する期限までに納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第10条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「(11) 道固定資産税」とあるのは (11) 道固定資産税 と、同条例第8条第1項中「(11) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とあるのは (11) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地 と (12) 核燃料税 発電用原子炉の所在地」とする。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(この条例の失効)

3 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

4 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(北海道核燃料税条例の一部改正)

11 北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(11)の2」を「(10)の2」に改める。

北海道史編さん委員会条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第5号

北海道史編さん委員会条例

(設置)

第1条 郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、もって本道の学術と文化の振興に寄与するよう、北海道史の編さんに関する方策を定め、これを推進するため、知事の附属機関として、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、北海道史の編さんに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 歴史の研究に関する団体の役職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。
- (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- (部会)

第5条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(専門委員及び臨時委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは専門委員を、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

- 2 専門委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき、臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 知事は、特別の事由があるときは、当該専門の事項又は当該特別の事項に関する調査審議が終了する前であっても、専門委員又は臨時委員を解任することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第6号

北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施の制限)

第2条 住宅宿泊事業のうち次の各号のいずれかに該当するもの（以下「制限対象事業」という。）の実施を制限する区域及び当該区域において制限対象事業を実施してはならない期間は、別表第1のとおりとする。

- (1) 法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者が届出住宅（同条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）を自己の生活の本拠として使用していないもの
 - (2) 届出住宅に人を宿泊させる間、前号の住宅宿泊事業者が不在（日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内のものを除く。）となるもの
 - (3) 届出住宅の居室（住宅宿泊事業の用に供するものに限る。）の数が5を超えるもの
- 2 一の届出住宅が2以上の前項の区域にわたる場合は、それぞれの同項の期間において当該届出住宅に係る制限対象事業を実施してはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として制限対象事業の実施状況等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第2条関係）

区 域	期 間
1 次表に掲げる市町村の区域において、制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校（小学部又は中学部を設置しているものに限る。）又はこれらに準ずるものの敷地の出入口の周囲100メートルの地域	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日、土曜日その他の授業を行わない日を除く期間
2 別表第3に掲げる市町の区域において、制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域又はこれらに準ずる地域	休日、日曜日、土曜日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）を除く期間
3 制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する別荘地	制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間
4 制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する道路事情が良好でない集落	制限対象事業による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間

別表第2

函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 芦別市 江別市 士別市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 北斗市 当別町 七飯町 鹿部町 八雲町 ニセコ町 真狩村 倶知安町 共和町 奈井江町 秩父別町

沼田町 東神楽町 当麻町 中富良野町 小平町 利尻町 利尻富士町 美幌町 清里町 遠軽町 大空町 白老町 洞爺湖町 浦河町 様似町 音更町 士幌町 中札内村 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 浦幌町 釧路町 標茶町 別海町 中標津町

別表第3

函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 網走市 苫小牧市 稚内市 江別市 名寄市 千歳市 砂川市 富良野市 登別市 恵庭市 北広島市 石狩市 北斗市 八雲町 倶知安町 共和町 岩内町 東神楽町 上富良野町 美幌町 斜里町 遠軽町 白老町 洞爺湖町 音更町 幕別町 本別町 浦幌町 釧路町 厚岸町 標茶町 中標津町

北海道犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策（第8条－第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに道、道民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、人々の心無い言動又は無理解、プライバシーの侵害等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援を途切れることなく受けることを旨として推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、道、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に規定する基本理念（次条から第7条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(道民の責務)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等

支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本的な考え方
 - (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第9条 道は、専門的知識又は技能を有する職員の育成及び配置をするよう努めるとともに、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものと連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 道は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等に対して日常生活又は社会生活の支援を行う専門的知識又は技能を有する人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

3 道は、市町村並びに民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関するもの及び民間支援団体等を組織しようとするものが適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 道は、犯罪被害者等が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活及び社会生活の支援)

第11条 道は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第12条 道は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(道民及び事業者の理解の増進)

第13条 道は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について道民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 道は、犯罪被害者等の雇用の安定の重要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。

(道民の意見の把握等)

第14条 道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等をはじめ広く道民の意見の把握に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して2年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。次条において「法」という。）第111条第1項の規定に基づき、介護医療院の施設に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。第4条第2項及び第7条第2項において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って

介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第4条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 療養室
 - (2) 診察室
 - (3) 処置室
 - (4) 機能訓練室
 - (5) 談話室
 - (6) 食堂
 - (7) 浴室
 - (8) レクリエーション・ルーム
 - (9) 洗面所
 - (10) 便所
 - (11) サービス・ステーション
 - (12) 調理室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、同項第1号から第4号までに掲げる施設にあっては基準省令に定めるところによるものとし、同項第5号から第10号までに掲げる施設にあっては次に定めるところとする。
- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
 - (2) 食堂 面積は、規則で定める基準によること。
 - (3) 浴室
ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
イ 一般浴槽及び入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(ユニット型介護医療院に関する特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所(次条第1項並びに第7条第1項及び第2項において「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。次条並びに第7条第1項及び第3項において同じ。)の基本方針及び施設に関する基準については、次条及び第7条に定めるところによる。

第6条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第7条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 浴室
- (6) サービス・ステーション

- (7) 調理室
 - (8) 洗濯室又は洗濯場
 - (9) 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、同項第1号（療養室に係る部分に限る。）から第4号までに掲げる施設にあっては基準省令に定めるところによるものとし、同項第1号（療養室に係る部分を除く。）及び第5号に掲げる施設にあっては次に定めるとおりとする。

- (1) ユニット
 - ア 共同生活室
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
 - イ 洗面設備
 - (ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 浴室
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽及び入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 3 第1項第4号及び第5号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 障がい者の意思疎通の支援に関する基本的施策（第10条－第16条）

附則

全ての人々にとって、日常生活を営む上で意思疎通を円滑に行うことは、必要不可欠である。

障がい者が意思疎通のために使用する手段には、障がいの特性に応じ、点字、音声、手話、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、指文字、筆記、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現等の態様の異なる数多くのものが存在する。

これらの手段を使用し、障がい者が意思疎通を円滑に行うには、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のための機器、意思疎通を支援する者等が必要とされる。

しかしながら、障がいの特性に応じた多様な手段があることについて人々の理解が進んでいないこともあり、そのような環境はまだまだ十分に整っておらず、障がい者の意思疎通に大きな支障が生じている。

それらの社会的障壁を解消するためには、障がい者一人一人の障がいの特性に応じた多様な手段についての道民等の理解の促進、多様な手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備、多様な手段を活用した情報保障の推進並びに意思疎通を支援する者の養成等の推進について、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通を支援する者、関係団体及び事業者が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの

条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、もって障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。
- (4) 意思疎通手段 障がい者が視覚、聴覚又は触覚、身体、機器等を活用して意思疎通を図るための手段をいう。
- (5) 意思疎通支援者 意思疎通手段を使用する障がい者の意思疎通を支援する者をいう。
- (6) 情報保障 障がい者に対して障がい者でない者と同等の情報を確保することをいう。

(基本理念)

第3条 障がい者の意思疎通の支援は、全ての道民がその人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、意思疎通に支障が生じている障がい者が多様な意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければならない。

2 障がい者の意思疎通の支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（次条から第8条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 道は、前項の施策の推進に当たっては、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者と緊密な連携を図るものとする。

3 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(道民の役割)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があること及びこれらが障がい者にとって日常生活を営む上で必要不可欠なものであることについての理解を深めるとともに、障がい者との円滑な意思疎通のための必要な配慮に努めるものとする。

(障がい者の役割)

第6条 障がい者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(意思疎通支援者等の役割)

第7条 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段についての道民等の理解の促進に努めるほか、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障がい者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を使用できるよう、必要かつ合理的な配慮に努めるとともに、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第9条 道は、障がい者の意思疎通の支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた障がい者の意思疎通の支援に関する取組に対して連携協力するとともに、障がい者の意思疎通の支援に関し

て必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

第2章 障がい者の意思疎通の支援に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 意思疎通手段についての道民等の理解の促進を図ること。
- (2) 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備を図ること。
- (3) 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図ること。
- (4) 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図ること。

(北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取)

第11条 知事は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するに当たっては、北海道障がい者施策推進審議会条例（昭和46年北海道条例第20号）第2条の北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(理解の促進)

第12条 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の理解の促進を図るため、当該意思疎通手段の種類、特徴及び活用の方法並びに障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁について、道民等に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通手段の確保等)

第13条 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保を図るため、障がい者又は障がい者でない者が意思疎通手段を習得するための取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が使いやすい環境の整備を図るため、公共施設、職場等において、使用可能な意思疎通手段の表示及び意思疎通支援者、機器等の配置の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報保障の推進)

第14条 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図るため、これらによる情報発信の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

のとする。

(意思疎通支援者の養成等の推進)

第15条 道は、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図るため、人材確保を目的とした意思疎通支援者の取組の周知、その養成又は技能の維持若しくは向上のための研修、その派遣に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例

手話は、特定の意味、概念等を手指、表情等により表現する独自の体系を持つ言語であり、聴覚障がい者が自ら生活を営むため大切に育んできた文化的財産である。

平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として明確に位置付けられたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、いまだ広く道民の理解を得られておらず、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会も乏しいなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。

そのため、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させるとともに、聴覚障がい者等が手話を習得する機会を確保することは、極めて重要である。

このような考え方に立って、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話が言語の一つとして尊重され、聴覚障がい者等があらゆる場面で手話を使用できる社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であって、聴覚に同号に規定する障害があるものをいう。以下同じ。）等が手話を習得する機会を確保するために必要な事項を定めることにより、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、もって手話を使いやすい社会の実現に資することを目的とする。

(手話が言語であるとの認識の普及)

第2条 道は、市町村、関係団体等と協力して、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識を普及させるものとする。

(道民の理解等)

第3条 道民は、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であることを理解し、尊重するよう努めるものとする。

(手話を習得する機会の確保)

第4条 道は、市町村、関係団体等と協力して、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会を確保するよう努めるものとする。

(学校への支援)

第5条 道は、聴覚障がい者が在籍する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）において児童等及び職員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該学校に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第6条 道は、聴覚障がい者が勤務する事業所において従業員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該事業者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総務部手数料条例（平成12年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表8の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表9の項のA中「5,000円」を「6,500円」に改め、同項のイ中「3,400円」を「4,500円」に改め、同項のウ中「2,700円」を「3,600円」に改め、同表12の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表14の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表15の項のA中「5,000円」を「5,700円」に改め、同項のイ中「3,400円」を「3,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

16 知事等の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

- (1) 知事 100分の75
- (2) 副知事 100分の80

(北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 監査専門委員

第9条第2項ただし書中「第1条第13号」を「第1条第14号」に改め、同条第3項中「第1条第15号」を「第1条第16号」に改める。

第10条中「第1条第15号」を「第1条第16号」に改める。

附則に次の1項を加える。

20 常勤の委員の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

別表第2 専門委員の部の次に次のように加える。

監 査 専 門 委 員	日額 100,000円以内	一般職の道職員の行政職 給料表による10級の職務 にある者の旅費相当額
-------------	------------------	---

(北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の51」を「100分の49.3」に改め、同条第2号中「100分の43」を「100分の41.6」に改め、同条第3号及び第4号中「100分の34」を「100分の32.9」に改め、同条第5号及び第6号中「100分の17」を「100分の

16.4」に、「100分の21」を「100分の20.3」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 知事等が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に退職した場合には、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、北海道知事等の給与等に関する条例附則第16項、北海道特別職職員の給与等に関する条例附則第20項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例附則第17項及び北海道病院事業管理者の給与等に関する条例附則第3項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

(北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

17 管理者の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 管理者の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の34」を「100分の32.9」に改める。

附則に次の1項を加える。

20 教育長の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の85を乗

じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額、同項に定める額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

47 次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第4条及び第5条(第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項)にあっては、育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められる額とする。

(1) 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の96

(2) 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員(任命権者が別に定めるものを除く。)及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の98.5

48 規則で定める管理職員の管理職手当の月額、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第17条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の92を乗じて得た額とする。ただし、地

域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日」に改め、「、附則第10項の規定により読み替えて適用する道職員給与条例附則第29項、附則第13項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例附則第27項(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)及び附則第16項の規定により読み替えて適用する警察職員給与条例附則第28項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項ただし書中「、道職員給与条例第8条」を「並びに道職員給与条例第8条」に改め、「並びに附則第10項の規定により読み替えて適用する道職員給与条例附則第29項の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額」を削り、「、学校職員給与条例第9条」を「並びに学校職員給与条例第9条」に改め、「並びに附則第13項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例附則第27項の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額」を削り、「、警察職員給与条例第9条」を「並びに警察職員給与条例第9条」に改め、「並びに附則第16項の規定により読み替えて適用する警察職員給与条例附則第28項の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額」を削り、同項第1号中「附則第45項第1号、学校職員給与条例附則第42項第1号(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)」及び「附則第43項第1号」を「附則第47項第1号」に、「100分の93」を「100分の96」に改め、同項第2号中「附則第45項第2号」を「附則第47項第2号に掲げる職員」に、「附則第42項第2号」を「附則第44項」に、「及び」を「の規定の適用を受ける学校職員及び」に、「附則第43項第2号」を「附則第47項第2号」に、「100分の97」を「100分の98.5」に改める。

附則第9項から第17項までを削る。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第8条及び第9条を削る。

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第4条 北海道職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「除く。)」の次に「、寒冷地手当」を加える。

附則第6項から第8項までを削る。

(北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「除く。)」の次に「、寒冷地手当」を加える。

附則第6項から第8項までを削る。

(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

2 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第45項」を「附則第47項」に、「含む。)」を「含む。）」及び」に改め、「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例附則第18項」を削る。

北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(1) 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)附則第31項

(2) 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年北海道条例第3号)附則第3項

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,643人」を「7,555人」に改め、同号イ中「1,359人」を「1,320人」に改め、同条第9号ア中「3,611人」を「3,636人」に改め、同号イ中「1,298人」を「1,252人」に改め、同条第11号ア中「2万2,636人」を「2万2,570人」に改め、同号イ中「1,391人」を「1,353人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道条例第16号

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

- (1) 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)第7条第5項第2号
- (2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第13条第1項第3号
- (3) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第13条第1項第3号

(北海道地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第2条 北海道地方独立行政法人評価委員会条例(平成18年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「」第11条第3項」を「。次条において「法」という。)第11条第2項第6号及び第4項」に、「組織」を「所掌事項、組織」に改める。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事項)

第2条 委員会は、法第11条第2項第6号の規定により、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議することとする。

- (1) 法第26条第1項の認可(法第78条第4項の規定の適用を受ける認可を除く。)に関すること。
- (2) 法第28条第1項の評価(同条第4項の評価を除く。)に関すること。
- (3) 法第34条第1項の承認に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の運営に関する重要事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第17号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年北海道条例第55号)の一部を次のように改正する。

題名中「利用に」を「利用等に」に改める。

第1条中「第9条第2項」を削り、「同項」を「法第9条第2項」に、「利用に」を「利用及び法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供に」に改める。

第3条第4項を削る。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該同表の第3欄に掲げる機関は、法第19条第10号の規定により当該特定個人情報を提供することができる。

(提出書面の特例)

第5条 第3条第2項本文若しくは第3項本文の規定による特定個人情報の利用をした場合又は前条の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1中2の項を9の項とし、1の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

5 教育委員会

北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)による授業料

	等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）による学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1に1の項から3の項までとして次のように加える。

1 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下この表において同じ。）における授業料の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るための給付金（7の項において「給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1に次のように加える。

10 教育委員会	道立の中等教育学校の前期課程における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 知事	特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの イ 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

機 関	事 務	機 関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第3条第4項を削る改正規定、第4条を第6条とし、第3条の次に2条を加える改正規定、別表第2の改正規定及び同表の次に1表を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

- 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中26の事項を29の事項とし、5の事項から25の事項までを3事項ずつ繰り下げ、4の事項の次に次の3事項を加える。

- 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18

号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)における授業料の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

6 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)における授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るための給付金(次表3の項において「給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの

7 高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3中3の項を9の項とし、2の項を8の項とし、1の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 教育委員会	道立の中等教育学校の前期課程における学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3に1の項から4の項までとして次のように加える。

1 教育委員会	北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例(昭和49年北海道条例第13号)による学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	国立又は公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)における給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例(平成12年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表17の7の項の次に次のように加える。

17の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	147,000円	認定申請のとき
17の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項変更認定申請手数料	134,000円	変更認定申請のとき

別表38の6の項中「75,000円」を「67,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例

北海道青少年健全育成条例(昭和30年北海道条例第17号)の一部を次のように

改正する。

第14条第2項中「第30条の2第3項」を「第30条の2」に改める。

第30条の2の見出しを「(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書面の交付義務等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。第4項から第8項までにおいて同じ。)は、青少年又は保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3項において同じ。))を含む。次項から第5項までにおいて同じ。)を交付しなければならない。

第30条の2第2項を削り、同条第3項中「第17条第1項ただし書」を「第15条ただし書」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「携帯電話インターネット接続契約」を「役務提供契約(携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約をいう。)」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、当該保護者の氏名及び住所並びに同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

第30条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「、第2項又は前項」を「又は第3項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による書面の提出を受けて同項の青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等を販売

したときは、第3項の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われたこの条例による改正前の北海道青少年健全育成条例第30条の2第1項に規定する携帯電話インターネット接続契約の締結に係る同条第4項の規定による書面等の保存、同条第5項の規定による勧告、同条第6項の規定による公表及び同条第7項の規定による意見を述べる機会の付与については、なお従前の例による。

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

北海道消費者行政活性化基金条例(平成21年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年12月31日」を「平成31年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(19)までを(10)から(18)までとし、同表の3の5の項(6)中「第29条第12項」を「第29条第15項」に、「措置」を「措置又は事業の制限若しくは停止」に改め、同項中(6)を(9)とし、(9)の次に次の

北海道条例第22号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「零」を「1万分の2.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道条例第23号

北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
北海道国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和33年法律第192号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「予算」を「法第10条の規定により設置された国民健康保険に関する特別会計（第4条第2項及び第7条において「特別会計」という。）の予算」に改める。

第6条を第9条とする。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改め、同条中「運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」を削り、同条を第8条とする。

第4条中「一般会計」を「特別会計」に改め、同条を第7条とし、第3条を第6条とする。

第2条の次に次の3条を加える。

（抛出金）

第3条 法第81条の2第4項の財政安定化基金抛出金は、規則で定めるところにより、全ての市町村から徴収する。

ように加える。

(10) 法第29条第16項の規定による有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令をした旨の市町村長への通知

(11) 法第29条第17項の規定による介護等の供与を継続的に受けるための援助

別表第1の3の5の項(5)中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改め、同項中(5)を(7)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 法第29条第14項の規定による有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令

別表第1の3の5の項(4)中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同項中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第29条第9項の規定による有料老人ホーム情報の報告の受理

(5) 法第29条第10項の規定による有料老人ホーム情報の公表

別表第3中「浦幌町」を「浦幌町 白糠町」に改める。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の5の項の左欄に掲げる事務に係る老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては白糠町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、白糠町長のした処分その他の行為又は白糠町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

(基金の使用)

第4条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を使用することができる。

- (1) 法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けを行うとき。
- (2) 法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付を行うとき。
- (3) 法第81条の2第2項の規定による取崩しを行うとき。

2 前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により基金を使用する場合は、その金額を特別会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(交付金の交付が認められる特別の事情)

第5条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第17条第1項に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事由により被保険者の生活に著しい影響を及ぼすことが認められる事情とする。

- (1) 災害による大多数の被保険者への著しい損害の発生
- (2) 当該地域の経済に重大な影響を及ぼすと認められる企業の倒産又は生産物(その加工品を含む。)の価格の著しい低下
- (3) 前2号に準ずる事由

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(基金の使用の特例)」を付し、同項及び附則第3項を次のように改める。

2 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第4条第1項の規定にかかわらず、法附則第25条の必要な資金の交付を行う場合に、その一部を使用することができる。

3 第4条第2項の規定は、前項の規定により基金を使用する場合に準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部手数料条例(平成12年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表46の項のアを削り、同項のイ中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項中イをアとし、ウをイとする。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例(昭和24年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に改め、同条第3号中「専用通路を」を「客室と建物の出入口、他の客室等とを接続する専用の廊下、階段その他の通路(以下この号及び次条第3号において「専用通路」という。)を」に改め、同条第4号中「玄関帳場等は」を「玄関帳場その他これに類する設備(以下この号及び次条第4号において「玄関帳場等」という。)は」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項の表中「、第3条第2号ア及び第4号」を削り、「第4条第2号ア及びイ並びに第4号」を「第3条第2号ア及びイ並びに第4号」に、「第4条第2号ア及びイ、第4号並びに第7号」を「第3条第2号ア及びイ、第4号並びに第7号」に改め、同条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成30年6月14日までの間(以

下「施行前の期間」という。)においては、旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項の規定により行われる同法による改正後の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収については、第1条の規定による改正後の北海道保健福祉部手数料条例(別表46の項のアに係る部分に限る。)の規定の例による。

3 施行前の期間においては、旅館業法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定により行われる前項の許可の基準については、第2条の規定による改正後の旅館業法施行条例第2条及び第5条から第7条までの規定の例による。

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第25号

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部手数料条例(平成12年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表168の項摘要欄ア(ア)中「、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護のうち2以上の介護サービス」を「及び夜間対応型訪問介護」に改め、同欄ア(オ)中「、介護予防通所介護」を削る。

(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の7の項中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を削り、(5)を(2)とし、(6)から(14)までを(3)から(11)までとし、(15)から(22)までを削り、(23)を(12)とし、(24)から(29)までを(13)から(18)までとし、同項(30)中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同項中(30)を(19)とし、(31)を(20)とし、(32)を(21)とし、「(3)、(6)、(8)から(14)まで及び(30)」を「(1)、(3)、(5)から(11)まで及び(19)」に、「(4)及び(15)から(22)までに掲げる事務並びに(30)に掲げる事務のうち指定居宅介護支援事業者に係るもの並びに(5)、(6)及び(23)から(30)」を「並びに(2)、(3)及び(12)から(19)」に改め、「介護予防訪

問介護」、「又は介護予防通所介護」及び「((1)及び(2)に掲げる事務にあっては、北斗市、松前町、今金町、湧別町及び芽室町に限る。)」を削り、同表の4の8の項中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(12)までを(2)から(10)までとし、「((1)及び(2)に掲げる事務にあっては、北斗市、松前町、今金町、湧別町及び芽室町に限る。)」を削り、同表の4の9の項中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(21)までを(2)から(19)までとし、「((1)及び(2)に掲げる事務にあっては、湧別町及び芽室町に限る。)」を削る。

(北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第96号)の一部を次のように改正する。

「第4章 介護予防訪問介護に関する基準

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)

第3節 設備に関する基準(第8条)

第4節 運営に関する基準(第9条―第39条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第条)

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第43条―第47

「第9章 介護予防通所介護に関する基

第1節 基本方針(第97条)

第2節 人員に関する基準(第98条

第3節 設備に関する基準(第100

第4節 運営に関する基準(第101

第5節 介護予防のための効果的な112条)

第6節 基準該当介護予防サービス

目次中

を「第4章 削除」に、

40条―第42

条) 」

準

・第99条)

条)

条一第108条) を「第9章 削除」に改める。

支援の方法に関する基準（第109条一第

に関する基準（第113条一第116条）」

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第5条から第47条まで 削除

第51条の9中「介護保険法施行規則」の次に「(平成11年厚生省令第36号)」を加える。

第9章を次のように改める。

第9章 削除

第97条から第116条まで 削除

第125条第3項中「口腔機能」を「口腔機能^{くわう}」に改める。

第166条中「指定介護予防通所介護事業所を含む。」を削る。

第233条第3項中「、指定介護予防訪問介護」及び「、指定介護予防通所介護」を削る。

(北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の廃止)

第4条 北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年北海道条例第92号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条一第47条）」

を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）」

を「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条一第47条）」

に、「第5節 削除」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条一第131条）」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条

一第188条）」を「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・

第181条の3）」に改める。

188条）」に改める。

第1条中「含む。）」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第15条第1項中「との」を「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)との」に改める。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関して、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定

は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第81条第1項中「いう。）は、」を「いう。）が」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。） 1以上

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「等に対する」を「に対する」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 通常の事業の実施地域

第113条中「第39条」を「第36条まで、第37条から第39条」に改める。

第9章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者

（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項ただし書中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第142条第1項中「又は」を「若しくは言語聴覚士又は」に改める。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉

サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第168条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に、「読み替える」を「、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第3項」とあるのは「第40条第3項」と読み替える」に改める。

第11章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項及び第156条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用

する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第3項」とあるのは「第40条第3項」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものを除く。)を有すること。

第192条中「の療養室」を「若しくは介護医療院の療養室」に改める。

第207条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。

第226条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第237条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第238条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第248条中「第41条」を「第36条まで、第37条から第41条」に改める。

第255条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に

次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

第265条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条」に改める。

第276条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を、「「利用者」と」の次に「、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

(北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条－第172条）」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の2・第3条）」を

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条－第172条の165条の1）に改める。

第1条中「含む。」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第80条第1項中「いう。）は、」を「いう。）が」に、「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。） 1以上

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項ただし書中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第11章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護

予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第3項」とあるのは「第55条の10第3項」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第175条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものを除く。）を有すること。

第176条中「の療養室」を「若しくは介護医療院の療養室」に改める。

第192条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第212条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上

開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第226条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第251条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

（北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「次項」を「次項及び第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第93号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「次項」を「次項及び第6項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第94号)の一部を次のように改正する。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第13条中「の紹介」を「若しくは介護医療院の紹介」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項

第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第49条及び第53条中「読み替える」を「、第23条の2中「第12条第1項第2号」とあるのは「第46条第1項第2号」と読み替える」に改める。

(北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第97号)の一部を次のように改正する。

第9条中「の紹介」を「若しくは介護医療院の紹介」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第52条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

(北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第98号)の一部を次のように改正する。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第99号)の一部を次のように改正する。

第17条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第255条第1号の改正規定及び第2条中北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第251条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第92条まで及び旧条例第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧条例」という。）第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第90条まで及び旧条例第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条－第49条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2－第44条）」を
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条－第49条）
条の4）
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条－

第98条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2－第95条の5）」を
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条－第98条）」
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111

第110条・第112条）」を
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条の2－第110条の

に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準条・第112条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第150条－第151条）」を
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（第149条の2－第149条の

に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する（第150条－第151条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第160条－第161条）」を
第6節

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する
準（第159条の2－第159条の
に、「第168条」を「第167条の2」に、「第15
基準（第160条－第161条）」

「第15章 就労定着支援に関する基準

第1節 基本方針（第194条の2）

第2節 人員に関する基準（第194条

第3節 設備に関する基準（第194条

第4節 運営に関する基準（第194条

章 共同生活援助に関する基準」を 第16章 自立生活援助に関する基準

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 人員に関する基準（第194条

第3節 設備に関する基準（第194条

第4節 運営に関する基準（第194条

第17章 共同生活援助に関する基準

の3・第194条の4）

の5）

の6－第194条の12）

「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の
に、
員、設備及び運営に関する基準

の14・第194条の15）

の16）

の17－第194条の20）

」

「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援
助の事業の基本方針並びに人
員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201

事業の基本方針並びに人 第2款 人員に関する基準（第201条の4・

を

第3款 設備に関する基準（第201条の6）

第4款 運営に関する基準（第201条の7－
第6節 外部サービス利用型指定共同生活援
助の事業の基本方針並びに人
員、設備及び運営に関する基準

助の事業の基本方針並びに人

条の2・第201条の3）

第201条の5）

に、「第201条の2・第201条の3」を「第201

第201条の11）

助の事業の基本方針並びに人

」

条の12・第201条の13」に、「第201条の4・第201条の5」を「第201条の14・
第201条の15」に、「第201条の6」を「第201条の16」に、「第201条の7－第

201条の12」を「第201条の17－第201条の22」に、「第16章 多機能型に関する
第17章 削除

特例（第202条・第203条）

を「第18章 多機能型に関する特例（第202条－第

205条）」に、「第18章」を「第19章」に改める。

第1条中「含む。）」の次に「、第41条の2第1項各号」を加える。

第4条第1項中「第15章」を「第17章」に改める。

第6条第1項中「第201条の2及び第201条の10」を「第201条の12及び第201
条の20」に改める。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（第44条の4において
「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業
に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（次条において「共

生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第80条第1項第2号中「第18章」を「第19章」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号中「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(以下「」を削り、「」という。)であって」を「であって」に改める。

第97条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)」に、「を提供する」を「(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を提供する」に改め、「(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に」に改める。

第6章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介

護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節(第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「又は第201条の4第1項」を「、第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は第201条の14第1項」に改め、同条第2項第2号中「である」を「(前項第2号の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。)である」に改める。

第109条第2号中「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改める。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「にあって」を「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあって」に改め、同条第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護

小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第7章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多

機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第10章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第152条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第11章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第159条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節(第159条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第12章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第172条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加える。

第18章を第19章とし、「第17章 削除」を削り、第16章を第18章とする。

第198条第1項中「附則第3項において」を「以下」に改める。

第199条第3項中「利用者の」を「当該利用者の」に、「家事等」を「家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」に改める。

第201条の12中「第201条の12」を「第201条の22」に、「第201条の9」を「第201条の19」に改め、第15章第5節第4款中同条を第201条の22とし、第201条の11を第201条の21とし、第201条の8から第201条の10までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の7第1項中「第201条の9」を「第201条の19」に改め、同条を第201条の17とし、第15章第5節第3款中第201条の6を第201条の16とし、同節第2款中第201条の5を第201条の15とし、第201条の4を第201条の14とし、同節第1款中第201条の3を第201条の13とする。

第201条の2中「前各節」を「第1節から第4節まで」に、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条を第201条の12とする。

第15章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並び

に人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
 - (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、規則で定める数
 - (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事を置くものとする。

3 前2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族若しくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(知事が特に必要があると認めるときは、30人)以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員の数を超えることはできない。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するとともに、日常生活を営む上

で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、規則で定める基準によること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所(第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第201条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と同業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調

整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条及び第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条

の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

第15章を第17章とし、第14章の次に次の2章を加える。

第15章 就労定着支援に関する基準

第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、1以上で、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に

係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数)に応じて規則で定める数を、サービス管理責任者として置くこととする。

3 第1項に規定する就労定着支援員及び前項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の指定就労定着支援事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援

を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支

援に係る必要な記録事項

(2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画

(3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第16章 自立生活援助に関する基準

第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事

業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の指定自立生活援助事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（準用）

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設を運営する者又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければな

らない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項から第3項まで」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第2項、第3項及び第7項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附則第8項及び第9項中「の規定」を「及び第201条の8第4項の規定」に改め、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

(北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第102号)の一部を次のように改正する。

第44条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用され

た障害者について、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成26年北海道条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第201条の2」を「第201条の12」に改める。

附則第4項中「第201条の4」を「第201条の14」に改める。

附則第5項中「第201条の10第4項」を「第201条の20第4項」に改める。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第104号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当通所支援に関する基準(第56条-第61条の2)」
「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第55条の2-第55条の5)」
を「第6節 基準該当通所支援に関する基準(第56条-第61条の2)」

に、「第5節 基準該当通所支援に関する基準(第79条-第81条)」を

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第78条の2)

第6節 基準該当通所支援に関する基準(第79条-第81条)

7章 居宅訪問型児童発達支援に関する基準

第1節 基本方針(第81条の2) に、「第7章」

第2節 人員に関する基準(第81条の3・第81条の4)

第3節 設備に関する基準(第81条の5)

第4節 運営に関する基準(第81条の6-第81条の9) 」

を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に改める。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「並びに第21条の5の18第1項及び第2項」を「、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

第2条中「第73条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第6条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた

者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは基準省令第5条第1項第1号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第3項第2号及び第7条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第27条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第56条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第59条中「前節」を「第4節」に改める。

第61条中「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に改める。

第61条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改め、「うち通いサービス」の次に「(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(第61条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第55条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第63条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指

定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第71条中「第27条」の次に「(第4項及び第5項を除く。)」を加え、「第49条第1項」を削り、「第28条」を「第27条第1項及び第28条」に、「第55条第2項第3号」を「第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号」に改める。

第73条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

若しくは基準省令第66条第1項第1号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下この条及び第79条第1項第1号において「」及び「」という。)」を削り、同条第3項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第73条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第77条の2を削る。

第78条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「第28条」を「第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号」に改める。

第81条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第77条」を「及び第77条」に改め、「及び第77条の2」を削る。

第6章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1

項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第90条第1項中「並びに第83条第1項」を「、第81条の3第1項並びに第83条第1項」に、「、及び」を「、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあり、及び」に改める。

第8章を第9章とする。

第85条を次のように改める。

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第86条から第88条までを次のように改める。

第86条から第88条まで 削除

第89条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）」に、「から第51条まで、第52条第1項及び」を「、第50条、第51条、第52条第1項、」に、「の規定」を「、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定」に、「第88条」を「第89条において準用する第81条の8」に、「第87条第1項から第3項まで」と、「を」を「第89条において準用する第81条の7第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び」に改め、「体制」と」の次に「、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 居宅訪問型児童発達支援に関する基準

第1節 基本方針

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪

問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項
(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条の7第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第5条第1項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)の一部を次のように改正する。

第68条第4項、第8項及び第12項並びに第82条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の指定児童発達支援又は旧条例第56条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行っている事業所に置くべき従業者及びその員数については、第1条の規定による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条（第3項を除く。）及び第56条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表38の項のイ(エ)中「180円」を「160円」に改め、同項のウ(ア)中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同項のウ(イ)中「220円」を「210円」に改め、同項のエ(キ)中「90円」を「80円」に改め、同表70の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第30号

農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の事項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第19条の14第1項」を「第61条第1項」に改める。

（北海道食の安全・安心条例の一部改正）

第2条 北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第2号を第3号とし、同項第1号中「2,070円」の次に「（聖溪寮及び聖溪寮別館にあっては、2,690円）」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 木造 月額2,690円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の46の項中「16,900円」を「17,700円」に改め、同表の69の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表の70の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「景観地区」を「田園住居地域、景観地区」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の3に次の1項を加える。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第60条の10の表中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「）第1条」を「。第15条第4項において「省令」という。）第1条」に改める。

第6条に次の1号を加える。

(5) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族に道公営住宅に係る未納の家賃及び共同施設として整備された駐車場（第12条第2項第5号、第6章及び第63条の2第6号において「駐車場」という。）の使用料、損害賠償金その他道公営住宅等の使用に係る債務がないこと。

第12条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 当該同居させようとする者に道公営住宅に係る未納の家賃及び駐車場の使用料、損害賠償金その他道公営住宅等の使用に係る債務があるとき。

第15条第1項中「収入。第23条及び第25条」を「入居者の収入。第23条第1項から第3項まで及び第25条第1項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の省令第8条に規定する者に該当する者に限る。第25条第2項において同じ。）が前条第1項の規定による収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の道公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、同条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条に規定する方法（第23条第1項及び第2項並びに第25条第2項において「収入調査」という。）により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第23条第1項及び第2項中「認定した」を「認定し、又は収入調査により把握した」に改める。

第25条第1項中「含む」を「含む。次項において同じ」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入居者が第23条第1項の規定により認定された収入超過者であって第14条第1項の規定による収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第15条第4項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の道公営住宅の毎月の家賃を、当該認定に係る期間、収入調査により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とすることができる。

第27条第1項中「第15条第1項及び第25条第1項」を「第15条第1項及び第4項並びに第25条第1項及び第2項」に改める。

第30条第1項中「第14条第3項の規定による収入の認定」を「第15条第1項若しくは第4項若しくは第25条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定」に、「第25条第2項」を「第25条第3項」に改める。

第36条及び第37条中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第25条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第50条中「第2号から第5号まで」を「第2号から第4号まで及び第6号」に改める。

第54条中「第14条から」を「第14条、第15条第1項から第3項まで、第16条から」に、「、第25条」を「、第25条第1項及び第3項」に、「第30条第1項中「第25条第2項及び」を「第25条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、第30条第1項中「第15条第1項若しくは第4項若しくは第25条第1項若しくは第2項」とあるのは「第15条第1項若しくは第25条第1項」と、「第25条第3項、」に、「第25条第2項」を「第25条第3項」に改める。

第55条中「道公営住宅の共同施設として整備された」及び「（以下「駐車場」という。）」を削る。

第63条の2第6号及び附則第6項中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた北海道営住宅条例第8条第1項の申込み又は同条例第12条第1項の承認の申請であって、この条例の施行の際当該申込み又は申請に対する処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 44 管理職員及び管理職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が別に定める学校職員の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項）にあっては、育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の98.5を乗じて得た額と

する。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第5項の規定により定められる額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)
- 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第42項」を「附則第44項」に改める。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例(平成12年北海道条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表の7の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表の14の5の項中「8,000円」を「8,700円」に改め、同表の20の項中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表の22の項中「25,000円」を「22,000円」に改め、同表の28の項中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表の33の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表の35の項中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表の46の項及び50の項中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の51の4の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表の51の5の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の52の8の項中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の54の項のア(ア)中「1,600円」を「1,550円」に改め、同項のア(ウ)中「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に改め、同項のイ(イ)中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項のイ(ウ)中「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に改め、同項のウ(ウ)中「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に改め、同項の

エ(ア)中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項のオ(ア)中「1,750円」を「1,700円」に改め、同項のオ(ウ)中「4,550円」を「4,800円」に改め、同項のカ(ウ)中「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同表の54の2の項のア中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に改め、同項のイ中「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表の55の項のア中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に改め、同項のイ中「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に改め、同項のウ中「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に改め、同項のエ中「1,050円」を「1,000円」に改め、同表の56の項のイ及び57の項のイ中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の57の2の項中「650円」を「750円」に改め、同表の57の3の項中「3,850円」を「1,400円」に、「2,100円」を「800円」に改め、同表の58の項中「2,500円」の次に「(道路交通法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合にあっては、2,550円)」を加え、同表の59の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表の60の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の61の項のア中「23,100円」を「23,400円」に改め、同項のイ中「19,650円」を「19,500円」に改め、同項のウ中「14,500円」を「14,700円」に改め、同項のエ中「21,700円」を「21,500円」に改め、同表の62の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の63の項のア中「14,600円」を「14,550円」に改め、同項のイ中「11,800円」を「11,850円」に改め、同項のウ中「9,400円」を「9,650円」に改め、同項のエ中「12,750円」を「12,450円」に改め、同表の63の2の項及び63の3の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の64の項中「2,400円」を「2,350円」に改め、同表の65の項のウ中「2,100円」を「1,950円」に改め、同項のエ(ア)中「4,100円」を「4,450円」に改め、同項のエ(イ)中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項のエ(ウ)中「2,450円」を「2,800円」に改め、同項のオ(ア)中「4,100円」を「4,150円」に改め、同項のカ中「1,400円」を「1,500円」に改め、同項のク中「1,300円」を「1,400円」に改め、同項のケ中「650円」を「750円」に改め、同項のサ(ア)中「4,650円」を「5,100円」に改め、同項のサ(イ)中「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に改め、同項のサ(ウ)中「5,650円」を「5,800円」に改め、同項のサ(エ)中「2,000円」を「2,250円」に改め、同項のサ(オ)中「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に改め、同項のサ(カ)中「2,400円」を「2,350円」に改

め、同項のシ中「13,200円」を「12,500円」に改め、同項のス中「1,900円」を「2,000円」に改め、同表の66の項のオ中「2,400円」を「2,450円」に改め、同表の68の2の項を次のように改める。

68の2 道路交通法施行令 第37条の6の2第1号に 規定する講習	特定任意高齢 者講習手数料	1,800円	受講申込み のとき
---	------------------	--------	--------------

別表第1の72の項中「13,000円」を「12,000円」に改め、同表の73の項中「1,900円」を「1,700円」に改める。

別表第2の1の事項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表3の項及び4の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表5の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表6の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表備考1中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表備考2中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改め、別表第2の2の事項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表2の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表3の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」及び「1,100円」を「1,250円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表6の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表備考1中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表備考2中「250円」及び「100円」を「150円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

47 次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第45項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第45項の規定により定められる額とする。

- (1) 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の96
- (2) 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の98.5

48 規則で定める管理職員の管理職手当の月額を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の92を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)
- 2 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第43項」を「附則第47項」に改める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正
する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道
条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号、第11条の3第1項第3号、第13条及び別表第1の1の項
中「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第41号

主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例

主要農作物種子法の実施に関する条例（昭和28年北海道条例第80号）は、廃止
する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。
